

資料10

10-22 稲沢市民病院(主施設:愛知学院大学歯学部附属病院)

視察項目	コメント
交通(案内図)の便利性	名鉄国府宮駅徒歩3分
厚生省の許可証表示	別室(患者の目に触れない)
主施設の研修プログラム	1年
研修方法	愛知学院大学参照
具体的目標設定	愛知学院大学参照
評価法	愛知学院大学参照
研修修了の認定	愛知学院大学参照
研修修了証の発行	愛知学院大学参照
主施設に連携する従施設数	愛知学院大学参照
従施設への派遣研修医数	愛知学院大学参照
従施設への連携	愛知学院大学参照
運営委員会・指導医委員会	愛知学院大学参照
研修指導歯科医師数	2名
常勤衛生士(非常勤)数	2名(0名)看護婦1名
常勤技工士(非常勤)数	0名(0名)
一日平均患者数	30名
総研修医数	1名
現時点での定員	1名
最大受入可能研修医数	2名
奨学生金支給額	月額18万円
支給日	毎月10日
支給方法	銀行振込
控室・ロッカー	医員控え室に机・ロッカー支給
白衣・院内履き	白衣は支給。院内履きは自由
ユニット数	3台。ユニット間隔が狭い
指導場所(研修室、会議室)	特別な部屋はなく、控室を利用
教育設備、機器、備品	臨床研修用に購入したものはない
その他の備品	9:00~17:00(土9:00~12:00)
診療時間	8:30~17:15
研修時間	8:30~17:15金曜以外は守られている
週休(年休)等	2日(夏期休暇3日)
休暇届	なし
社会保険	なし
時間外研修の実態	ope日は時間外まで研修あり。当直もあり
アルバイト(残業)の取扱	禁止
研修医の勤務状況の評価	研修帳
担当医の指導法	2人の指導医が交代で
衛生士との連携	良好
技工士との連携	外注。ほとんど指導医が指示
インフォームドコンセント	指導医と2人で

資料10

カルテの記載	本人が記載。指導医がチェック
研修要項	充実した内容(主施設とは別)
研修医の記録日誌	研修帳。(主施設とは別)
一日平均担当患者数	5名
診療内容	補綴・保存関連が少ない
診療過誤の有無・対応	なし
院内研修会・講義	他科研修(毎週金曜日:外科、不定期:救急外来)
技工研修	なし

診療所の全体評価

医科的教育を取り入れている。

指導医からの意見

医学的知識の習得のため、研修施設として病院歯科を増やして行くべきである。今後の開業医にとっても有意義なことと考えられる。基準が緩和されれば主施設として研修医を受け入れたいが、当科で一般歯科治療を増やしたり、一般歯科治療のための従施設をつくるには、地元歯科医師会との間に問題がある。研修期間は2年としたい。

研修医からの意見

毎日が勉強で非常に興味深い。4ヶ月では足りない。

その他

- 補助金は図書、コンピューター関係にあてる。
- 診療内容は口腔外科に偏っているが、補綴・保存が充実するよう努力している。
- 病院歯科の特徴を活かし、他科との連携を研修に取り入れている。
- 主施設よりも臨床研修医制度に対して積極的であると思われる。

資料11

外国歯科医師会へのアンケート調査（原文は英語）

歯科医師会

日本では1996年6月に歯科医師の卒後臨床研修が歯科医師法の中に明記されました。この卒直後臨床研修は努力義務で必修ではありません。現在、新規歯科医師を対象にして、この卒直後臨床研修を必修化することが検討されています。

そこで、諸外国の事情を参考にいたしましたく、このアンケートを作成いたしました。お忙しいところ恐縮ですが、この主旨をご理解の上、アンケートにお答えいただければ幸いです。

1. あなたの国での、卒前教育は何年ですか。

_____年

2. 卒前の患者を対象とした臨床の期間は何年ですか。

_____年

3. 卒直後の臨床研修制度を有していますか。

- 1) □有しております、それは法律で決まっている。
- 2) □法律で決まっていないが、実施されている。
- 3) □特に有していない。

4. 3. 1)の回答者

- (1) その臨床研修制度は必修(義務)ですか(新規歯科医師の全員が参加していますか)。
- (2) 期間は何年ですか。
- (3) どのような施設で実施されていますか。
- (4) そのあいだの待遇(身分)はどのようになっていますか。

5. 3. 2)の回答者

- (1) その臨床研修制度は選択ですか(新規歯科医師の何%が参加していますか)。
- (2) 期間は何年ですか。
- (3) どのような施設で行われていますか。
- (4) そのあいだの待遇(身分)はどのようになっていますか。

6. 3. 3)の回答者

- (1) 実施していない理由はなんですか。
- (2) 将来導入する計画はありますか。

7. 臨床研修制度必修化について、ご意見がありましたらお聞かせください。

8. より詳細を知りたいときの連絡先を教えてください。

機関

担当者氏名

住所

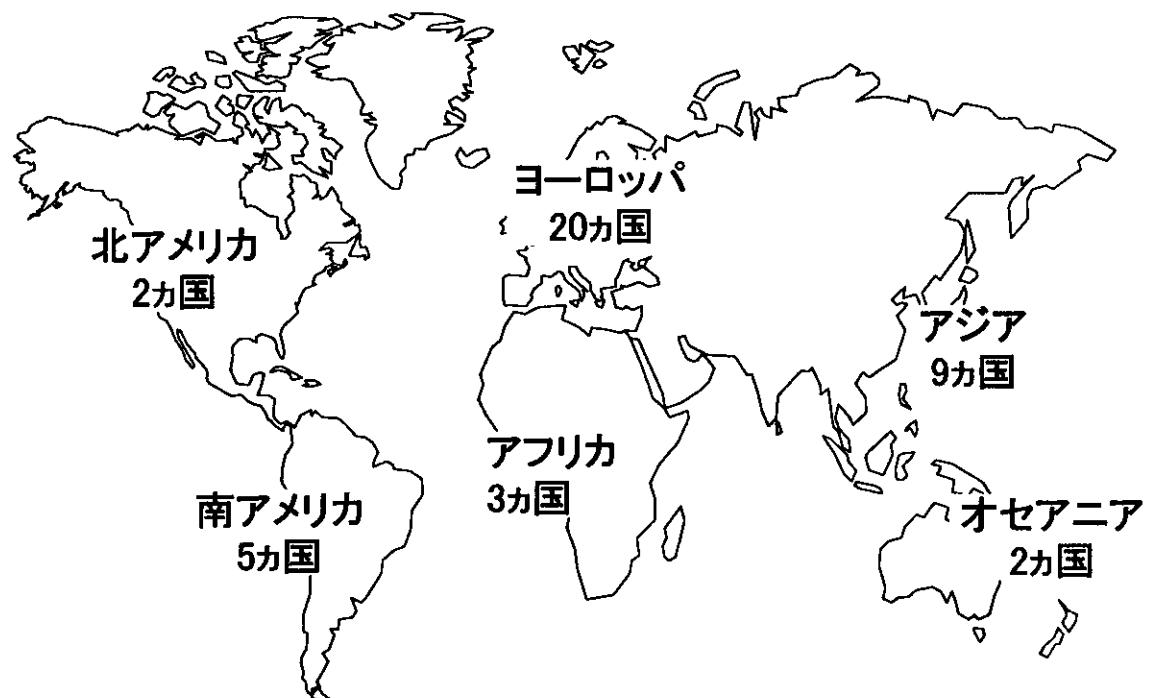
FAX

E-mail

など

資料12

回答が得られた40カ国の地域分布



資料13

3. 海外における臨床研修実情調査

- 注: 1)回答が読みづらいもの、理解できないものには??を付記した。
 2)適當な日本語に訳せなかつたものは、原語のまま記載した。
 3)NA:無回答

A. 卒直後の臨床研修を有している国

地域	番号	国名	1. 卒前教育は何年	2. 卒前の患者を対象とした臨床の期間	3. 卒直後の臨床研修制度
E	1	イギリス	5年	歯科大学によって異なる	1:NHSで働くことを希望する場合は法律で義務づけられている
E	6	デンマーク	5年	3年	1:ただし個人で開業する、または自治体の診療機関でチーフデンティストを目指す場合にのみ
AF	32	ガーナ	7	3年	1:有している
AF	34	セネガル	6	3年	1:有している
AF	37	ナイジェリア	6	3年	1:有している
SA	38	コロンビア	5	3年	1:有している
AO	4	台湾	6年	観察期間のうち3カ月と、実習インターーン期間のうち1年	1:有している
AO	11	インド	4年	final B.D.S.をパスした後、1年	1:有している
E	3	クロアチア	5年	10学期のうち、5学期(2年半)	1:有している
E	7	エストニア	5年	3年	1:有している
E	9	スロベニア	6年	3年	1:有している
E	17	フィンランド	5年	2 1/2年	1:有している
E	25	ポーランド	5年	2年を終了した後、臨床研修が始まる	1:有している
SA	5	メキシコ	4年	2年	1:有している
SA	27	ペルー	5年	2年	1:有している
SA	28	コスタリカ	4—5年	2年プラスマイクス20カ月	1:有している

資料13

4-1. 卒直後の臨床研修制度は必修(義務)ですか	4-2. 期間	4-3. どのような施設	4-4. 待遇(身分)	国名
はい。NHSで働くことを希望する場合のみ。約80%の卒業者が参加する	1年	認定を受けた歯科施設。 <u>その地域の卒後研修部長?</u> (by the local postgraduate deanery)により監督される	職業上の研修者として、働き、年に£21,952(今年度)の給与を受ける	イギリス
いいえ	1年	開業医で雇用された歯科医として研修、あるいは地方自治体/公共歯科施設	研修生は雇用された歯科医として給与を受ける	デンマーク
はい	12ヶ月	指導病院	デンタルハウスオフィサー(研修生)	ガーナ
はい	1年	病院とPUBLIC DENTAL?	学生	セネガル
はい	1年	教育のための病院、専門家の病院	house officer	ナイジェリア
はい	1年	Poblaciones pequeñas rurales o semiurbanas	status alto, pagos diferenciales	コロンビア
はい	2年	NA	給料は不要。全員dept. of healthと研修している病院や診療所から給料を受ける	台湾
Cumpulsory B.D.S. Desires is given by university one if you do this training.	1年	すべての歯科大学	NA	インド
Chamber of Dentistryから研修免許を取得することを希望するすべての歯科医に義務づけられる	1年	郡や地区により異なる。主にpublic health clinicsや大学の外来、および5年以上の臨床経験のある開業医	最近は無償になってきている。Public healthと大学は有償。政府のガイドラインは(usually min. wage)、協定を結ぶごとに年金と健康保険のみを支払うとなっている。が、ウェイティングリストが長くなりすぎたため、待ちきれない者たちが給料や特典なしのボランティアになっている	クロアチア
はい	1年	at ??? State(mu??reipal, private) dental clinicsと、大学における講義	経験を積んだ歯科医	エストニア
はい	2年	clinic; MEDICAL CENTER, Private PRA??s	政府が給料を払う	スロベニア
はい	6ヶ月	health centresまたは一般開業医	条件付きの歯科医?	フィンランド
はい	1年	Dental chamber (歯科医師会?)	若い歯科医たちには厚生省が給料を支払う	ポーランド
はい	6ヶ月	政府の研究所	学習が終了後、卒業証書を得るために社会奉仕活動が義務づけられている	メキシコ
はい	1年	Ministorio de Salud	給与はなし	ペルー
全員にではない。政府が給料を負担し、経済的要因にもよる	1年	地方の <u>社会保障制度</u> の?専門学校	その専門学校のみで働くことが許可されている。政府が給料を支払い、基本給は1日8時間×5日間×1週間で計算	コスタリカ

資料13

B. 卒直後の臨床研修制度は法律で決まっていないが、実施している国

地域	番号	国名	1. 卒前教育は何年	2. 卒前の患者を対象とした臨床の期間	3. 卒直後の臨床研修制度
E	29	フランス	6年。歯科外科医の資格は9年	最終の3年間に行われる	2:すべての歯科医に開かれている。研修は自発的、自立的に行われ、形も多様
E	33	スイス	NA	1~2年	2:法律で決まっていない
E	30	ハンガリー	5年	3年	2:法律で決まっていない(来年からは1:有している)
NA	36	アメリカ	4	2年	2:法律で決まっていない
AO	35	シンガポール	4	3年	2:法律で決まっていない
AO	2	ネパール	4年	2年	2:法律で決まっていない
AO	13	韓国	6年	大学により、1年から2年	2:法律で決まっていない
AO	26	タイ	6年	2 1/2年	2:法律で決まっていない

C. 卒直後の臨床研修制度特に有していない国

地域	番号	国名	1. 卒前教育は何年	2. 卒前の患者を対象とした臨床の期間	3. 卒直後の臨床研修制度
AO	14	ニュージーランド	5年	3 1/2年	3:(for clinical)
AO	15	オーストラリア	5年	3年	3:特に有していない
AO	20	香港	5年	4年	3:特に有していない
AO	23	フィリピン	6年	2 1/2年	3:特に有していない
AO	39	インドネシア	6	4学期	3:特に有していない
E	8	アイスランド	6年	3年	3:特に有していない
E	10	アイルランド	5年	大学の4年と1学期(4 1/3年)	3:特に有していない
E	12	ポルトガル	6年	2年	3:特に有していない
E	16	スウェーデン	5年	卒前のカリキュラム全般にわたり含まれている	3:特に有していない
E	19	オーストリア	6年	3年	3:特に有していない
E	21	キプロス	NA	NA	
E	22	ギリシャ	5年	2 1/2年	3:特に有していない
E	24	トルコ	5年	2年	3:特に有していない
E	40	オランダ	5	3年	3:特に有していない
NA	18	カナダ	4年	臨床研修は4年間全体に必修。特に4年生はもっぱら患者を対象とする?	3:特に有していない
SA	31	パナマ	5	2年半	3:特に有していない

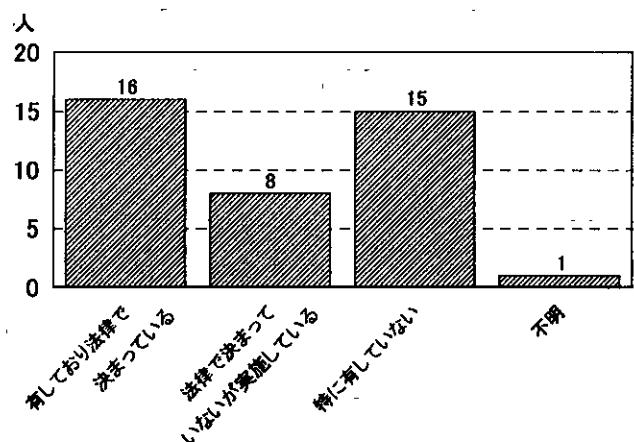
資料13

5-1. その臨床研修制度は選択ですか	5-2. 期間は何年ですか	5-3. どのような施設で	5-4. そのあいだの待遇	国名
新規歯科医師ごとのデータはない	学習した教科や内容による	継続的教育の学部やプロの組織		フランス
90%	2-4年	大学、開業医、保健所	ASSITENL	スイス
NA	NA	NA		ハンガリー
30%	1年	おもに病院、大診療所、歯科大学	研修医は1年目に医療研修生給与を受ける	アメリカ
いいえ	8年	その大学病院		シンガポール
研修は選択制ではない。新規歯科医師は "rotatory internship"と呼ばれる全ての特別歯学部に通学しなければならない。ほとんどの歯科医はそのようなプログラムに関与している	1年	卒業した専門学校で	身分はインターーン。専門学校がしるしばかりの額の給料を支払う	ネパール
NA	3-4年	インターーン施設	インターーン。給与は支払われる	韓国
NA	NA	NA	NA	タイ

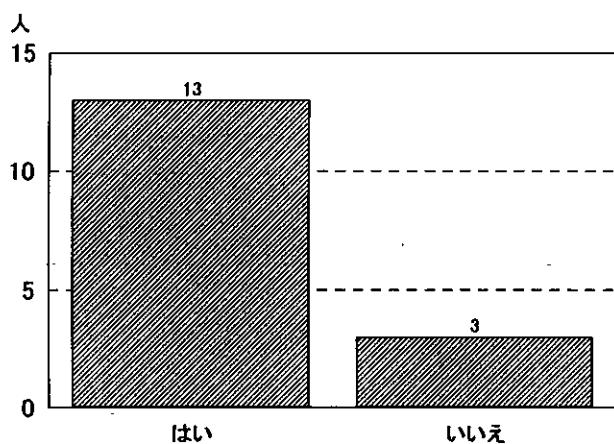
6-1. 実施していない理由	6-2. 将来導入する計画は?	国名
		ニュージーランド
必要とされていない	1年間の卒後研修制度に関する、連邦政府との協議は不成功に終わった。現在、1つの州でのみ無償のプログラムが実施されている	オーストラリア
現行の4年間の卒前臨床研修は十分な量だと見なされている	ない	香港
A. 経済的理由による。B. 卒後研修を検討したことではない C. 歯科医の知識向上のために法制化されている教育を、継続中	おそらく将来的には必要になるだろう	フィリピン
8科における卒前臨床研修(口腔外科、口腔治療、矯正、歯周病、小児歯科、補綴、充填、公衆衛生予防歯科)は一般開業医になるために必修と見なされている	国家公務員として保健所で働くとする者は、DENTAL HEALTH MANAGEMENT & HEALTH FINANCINGでショートコースをとることが必要とされるだろう	インドネシア
学生は既に臨床研修を受けている	ない	アイスランド
It's not ordinary in this country	ない	アイルランド
It's not ordinary in this country	ない	ポルトガル
10年間はこの制度があった。しかし不経済なことと、研修の場と時間が持てるような診療所を確保が難しかった	NA	スウェーデン
卒前教育に含まれている	ない	オーストリア
		キプロス
NA	NA	ギリシャ
9~10期セメスターの学生は治療の必要性の指示や患者の治療に対して責任を持つため、特別なシステムはありません	高等教育の計画権利は、トルコの歯科医師会ではなく Higher Education Councilにある。われわれは提案ができるだけだ	トルコ
卒前のシステム	いいえ、まだです	オランダ
歯科教育プログラムはすべて外来の教科である(講義を含む)	ない	カナダ
考慮したことがない。希望者は無償です	私の知る範疇でない	パナマ

資料13

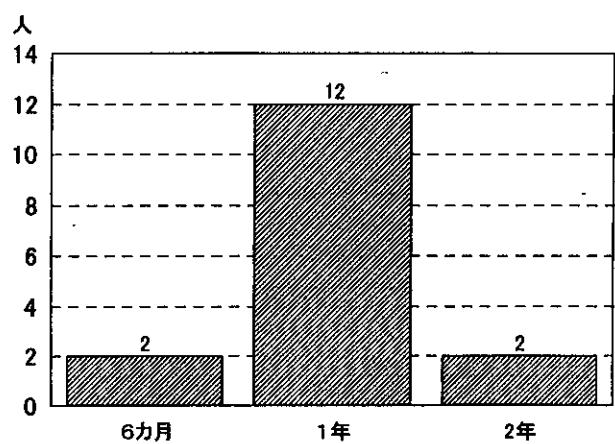
卒直後の臨床研修制度を有しているか



卒直後の臨床研修制度は必修か



卒直後の必修臨床研修制度は何年か

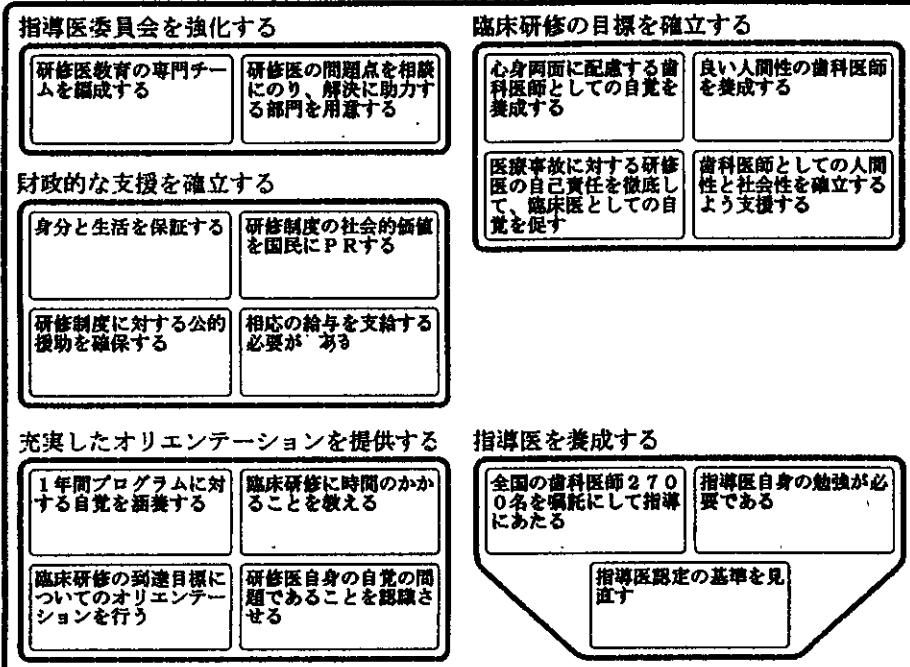


第4回歯科医師臨床研修指導医研修会 複合研修方式グループ討議

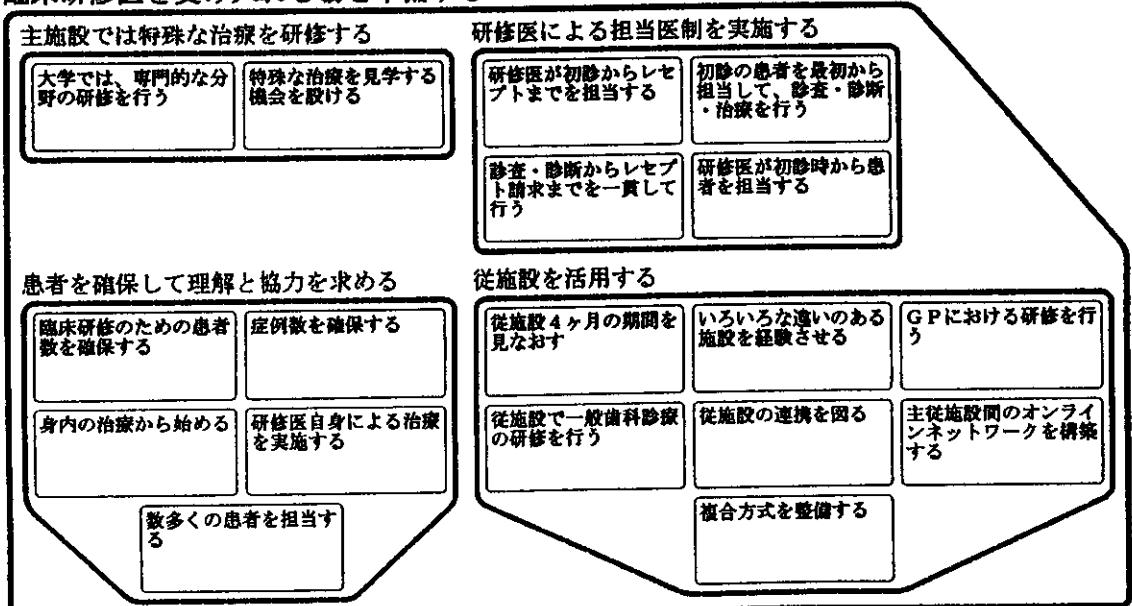
テーマ

2,700名の歯科医師臨床研修医が、必修のもとで、1年後に1人で診断、処置方針の決定、治療(必要に応じて専門医に依頼する判断力も含める)、カルテの記載、レセプトの請求ができるようにするためのプログラムを考えよ.

臨床研修制度を強化する

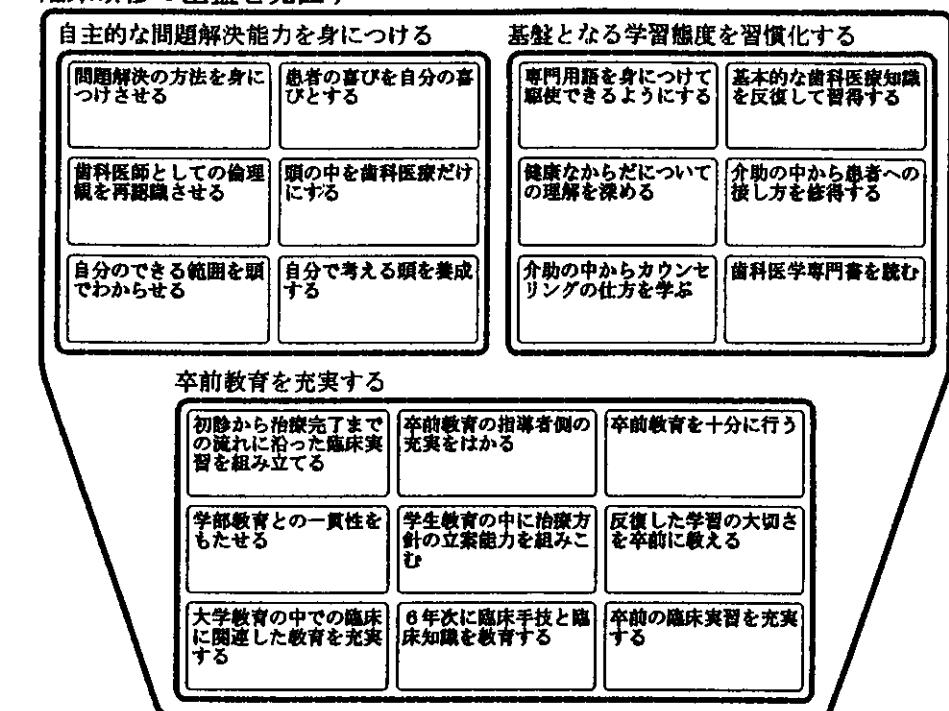


臨床研修医を受け入れる場を準備する

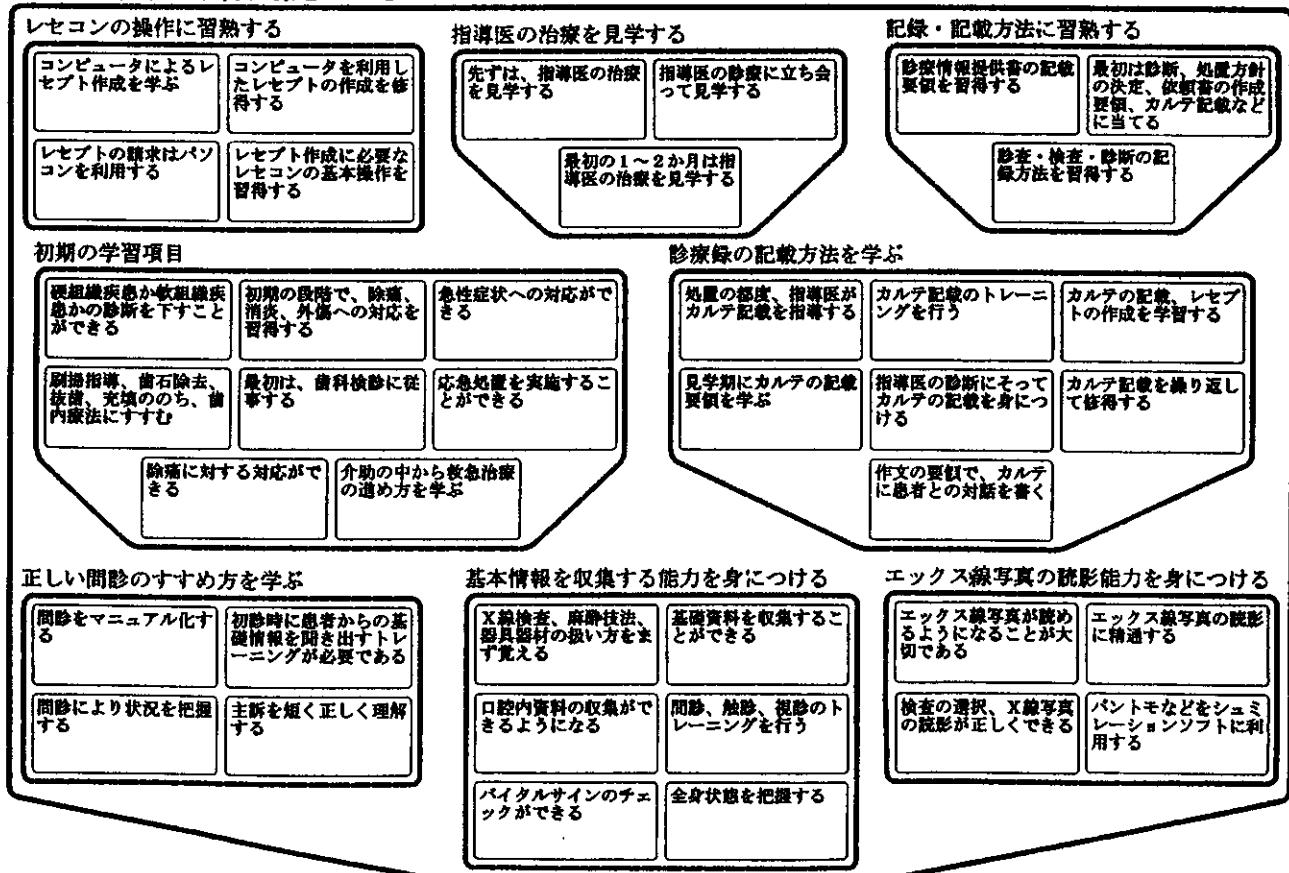


資料14

臨床研修の基盤を見直す

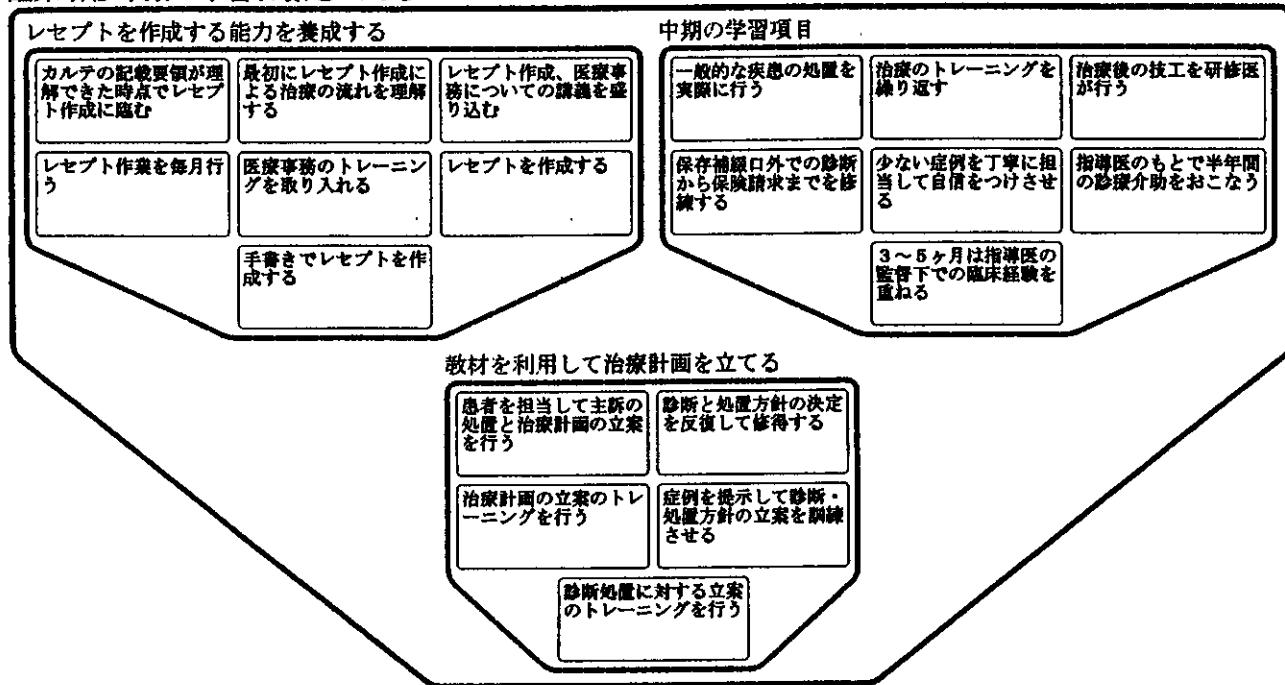


臨床研修初期の学習目標を立てる

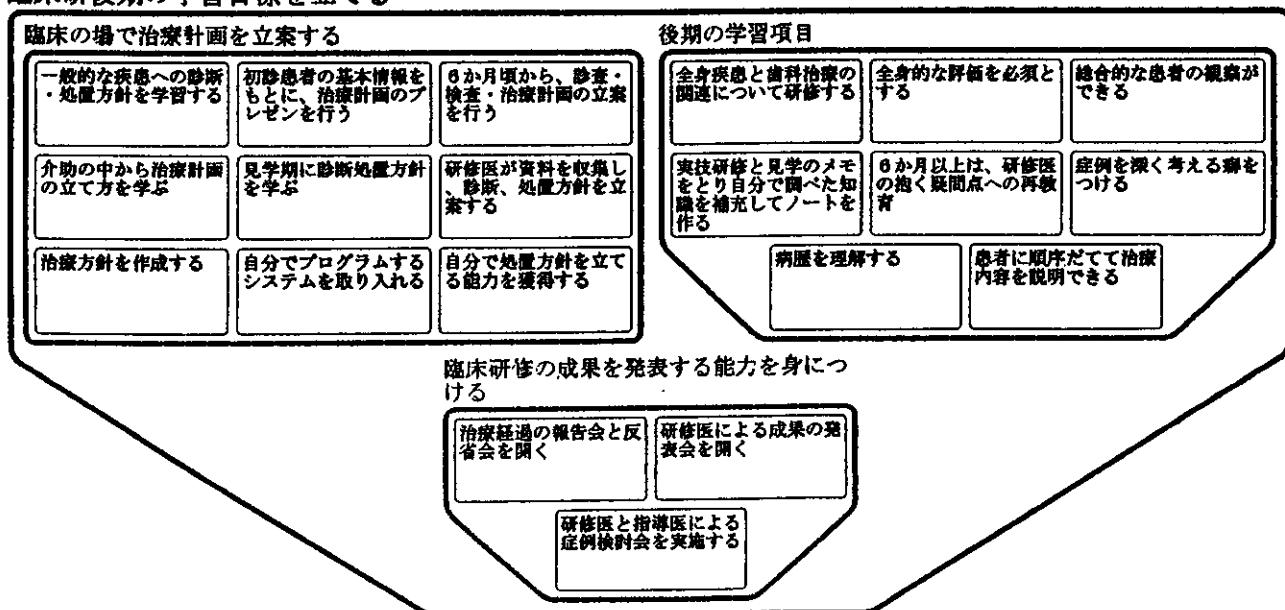


資料14

臨床研修中期の学習目標を立てる

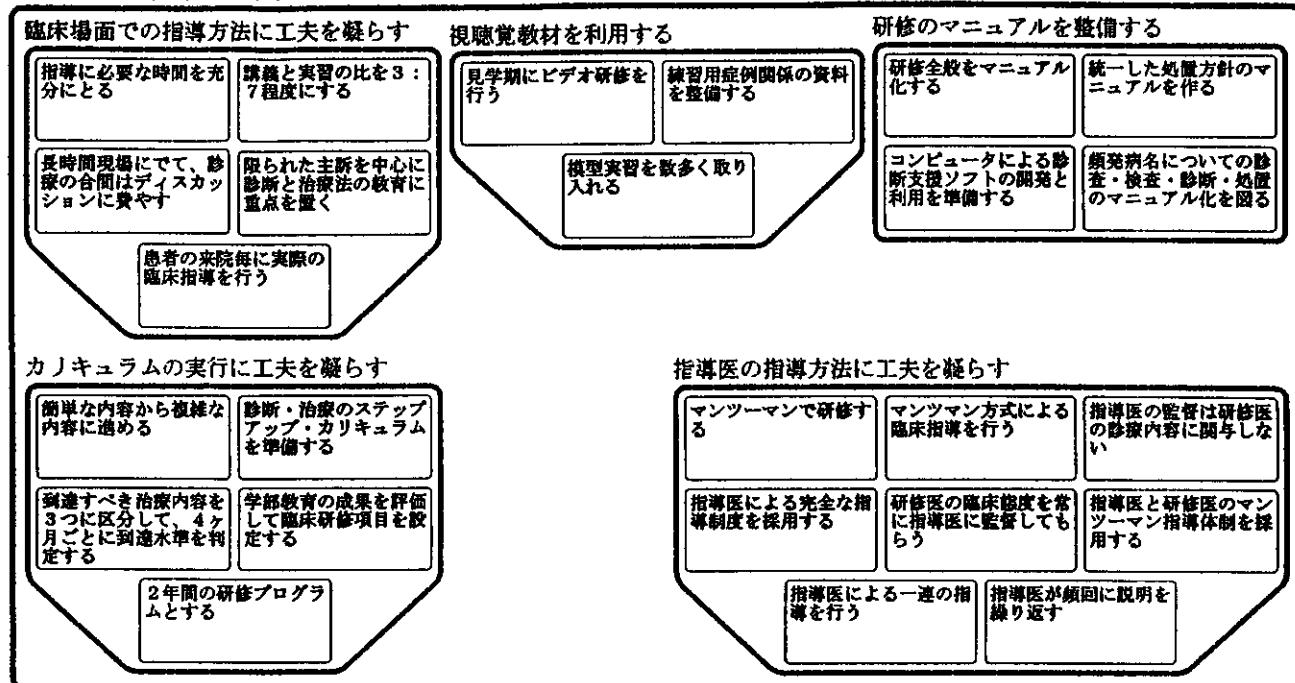


臨床研修後期の学習目標を立てる

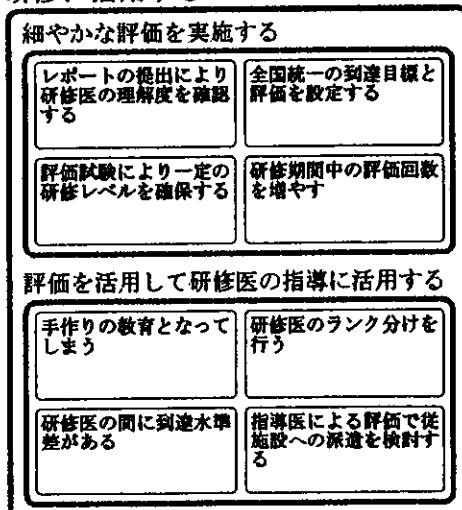


資料14

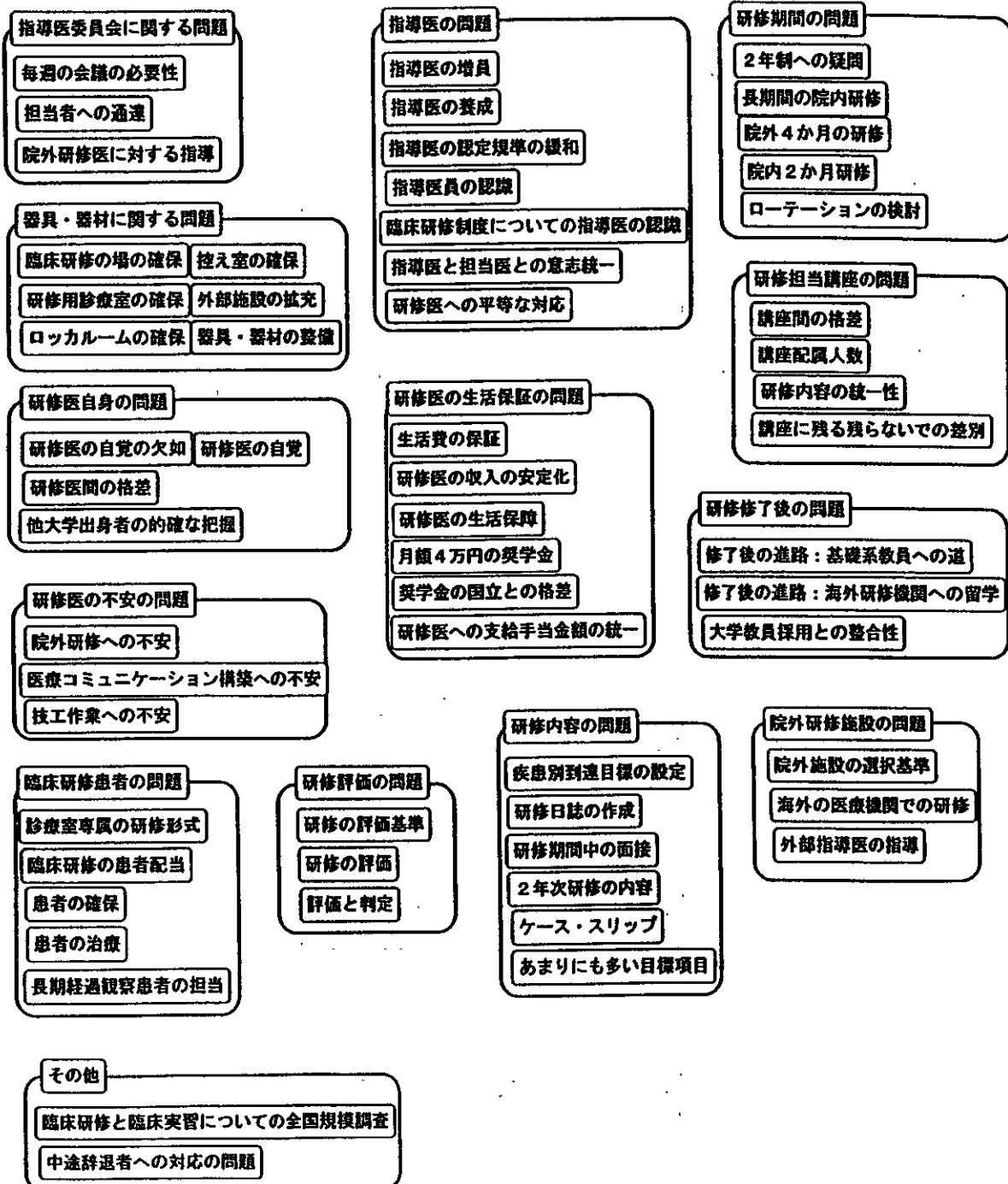
臨床研修の戦略に工夫を加える



臨床研修の成果を評価してその後の研修に活用する

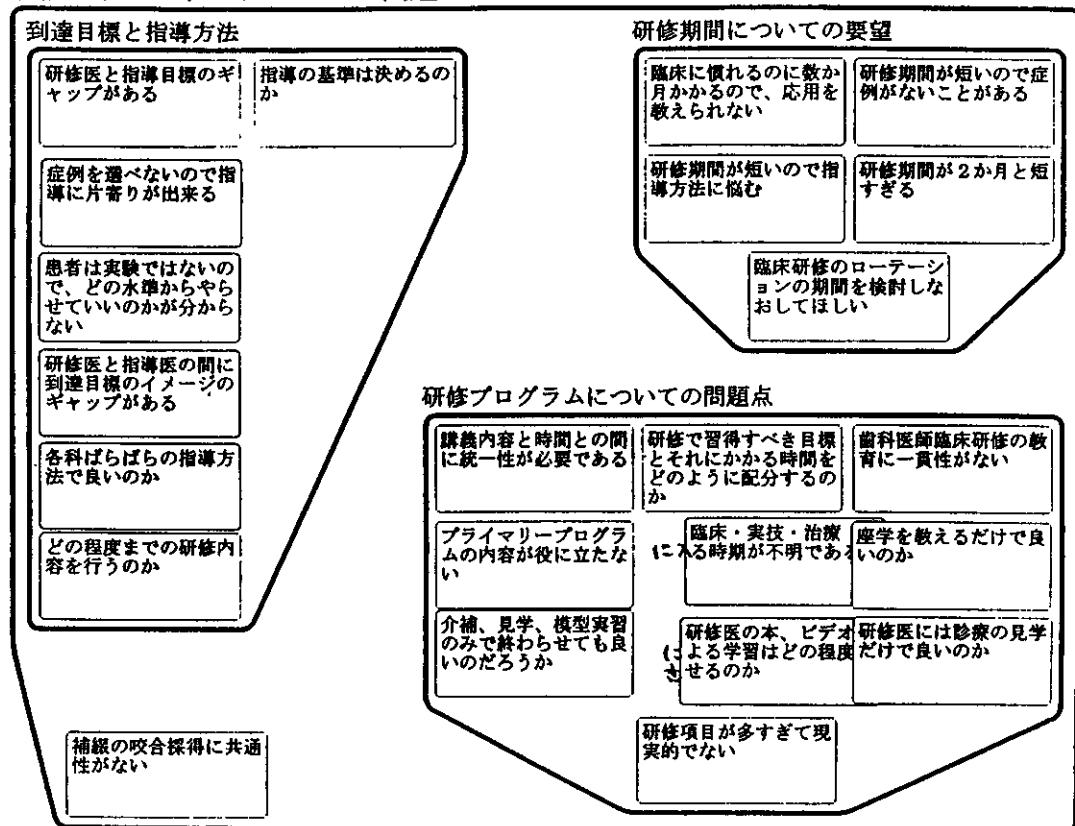


日本歯科大学歯学部附属病院における
歯科医師臨床研修上の問題点

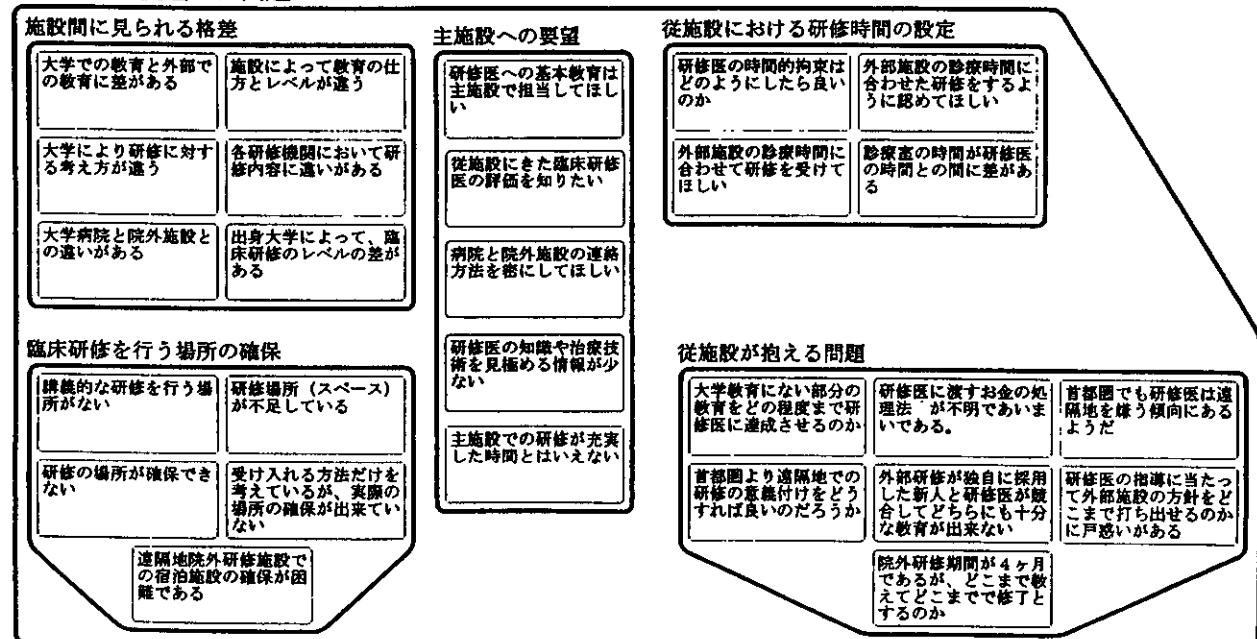


資料16

研修カリキュラムについての問題



研修施設に関する問題



資料16

臨床研修制度自体が抱える問題

低い給与

国公立との間に手当との差がある	アルバイトとの兼ね合いで研修を重視しない
研修医に支払う給与が少ない	金銭にならない仕事を教え、伝えられない

研修制度そのものがもつ問題

研修医の人数が多くすぎる	研修施設における看護師の数の要求には無理がある
大学院生と研修医の立場の差がない	厚生省の意図が良くわからない

研修成果の評価の問題

臨床研修の評価規準についての問題

研修指導の違いによる研修医の評価方法が異なる	評価方法の規準を統一するほうがよいのではないか
研修医は指導医のチエツクを受けて診療を進めるが、その項目の作成が必要である	研修への評価が主施設と従施設で異ってくるようと思う
研修医の必須ケースが必要である	最終的な研修医の評価方法はどうするのか
最終評価の規準を知りたい	

評価に関連した問題

短期間での評価がなされない	評価するための材料はどこから見出すのか
研修医がそれぞれのレベルをどのように評価するのか	研修医の治療を現場で評価するときの態度はどのようなものか

指導医に内在する問題

指導医の問題

指導医と研修医の年齢差に問題がある	教育するための人材が不足している
教育する側に対する評価がないため教育者側に熱意が入らない	指導医の評価は行うのか
研修指導医の評価方法はどうするのか	指導医のレベルの差、考え方の差による研修医の評価規準をどう統一するのか

指導医が抱く研修内容についての不安や不満

研修内容がもの足りない	何を指導して良いのが不明である
専門分野からは到達目標をどこにして良いのかが分からぬ	研修医はどの程度までの治療内容を行うのか
卒前教育の臨床実習の方が患者に深くかかわっている	研修医に実際の患者診療をどこまでやらせるのか
研修医の研修内容の質と量のバランスが悪い	

指導医の臨床研修に対する意欲と技術の問題

指導医の指導を誰がするのか	指導医側の臨床レベルが同一でない
指導者の意識が希薄である	指導医の選択に問題がある

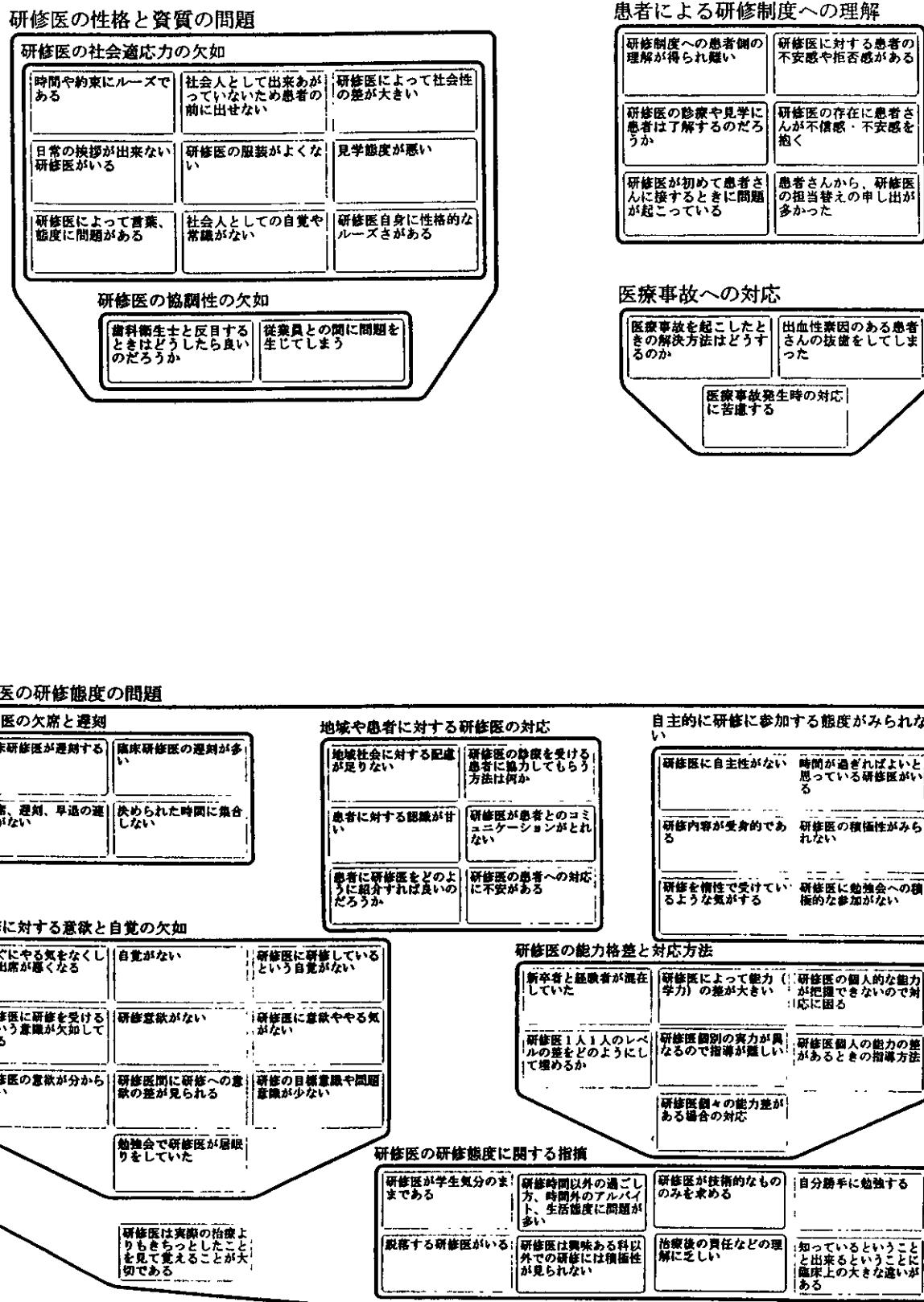
多忙過ぎる指導医

臨床以外での研修の時間が取りにくい	臨床を指導する時間的余裕がない
指導医が指導に専念できない	指導医は常に同席していないといけないのか
指導医が忙しいのでコミュニケーションを取りにくい	指導医が忙しいため教える時間がない

研修医に対する指導医のスタンス

研修医に対しての特別な配慮が必要なのだろうか	研修医をどう扱うについては戸惑いを感じる
------------------------	----------------------

資料16



資料16

研修医の技術と知識の問題

研修医の未熟な治療技術

卒直後には臨床技術がどの程度あるのだろうか	研修医の治療技術が不充分である	研修医の治療時間が長い
研修医は気持ちばかりが前に進み、腕がついてきていらない	どの年齢層の患者を研修医に担当させるのか	研修医は本当に患者を治療することが出来るのか
研修医には直接患者に触れさせられない	研修医に患者の治療はさせられない	研修医は患者の訴えを聞くことが出来るのだろうか
いさなり治療をさせて良いのだろうか		

研修医の学力低下

器材の内容やその整備について理解していない	研修医としての基礎学力がない
卒前の実習、講義の内容を覚えていない	学力知識が低下している
研修医が治療の流れを十分に理解していない	

資料17

期間

- ・見られる科が少ない
- ・3つの科だけでは1年間では少なすぎる
- ・他の科も回りたい
- ・エッセンシャルプログラムの期間が少ない
- ・ひとつの科を見学し、修得する時間が短すぎる
- ・期間が短い
- ・各科を2ヵ月ずつというのは短くもあり長くもある
- ・2ヵ月では学びきれない
- ・自由な時間があるので、調べものをしたりDr. へ質問に充てることができた

内容

- ・見学だけでは技術がつきにくい
- ・研修先によって内容が大きく変化しているので、統一したカリキュラムをのぞむ
- ・指導が少ない
- ・卒業して2~4年目の先生がやっているので勉強にならない
- ・担当医を1人にしてしまうとその先生の方法しか身につかない
- ・専門的な授業をもっとやってほしい
- ・院外先での時間が有意義に過ごせなかつた
- ・指導医の指導内容が系統化されていない
- ・臨床研修医のための症例検討会をやってほしい
- ・院外研修先での研修医に学ばせるものをもっと明確に提示してもらいたい
- ・院外研修も各施設によって内容がまちまちなのは、研修内容のガイドラインが不十分ではないか
- ・開業医独自の工夫、良い点、悪い点を見ることができた
- ・大学病院と開業医の違いを肌で感じた
- ・大学とは違う部分が学べた
- ・卒後研修において、知っておくべき知識が個人によって違いすぎる。定期的に各科の講義をしてほしい
- ・臨床研修でありながら、臨床をほとんど学べない科がある
- ・矯正の基礎知識を学んだ
- ・各科の目的をもっと知りたかった
- ・院内研修で特殊な治療を見ることができた
- ・教科書にはないとつさのアクシデント時の対処法を学んだ
- ・全体的な診療の流れを見ることができた
- ・具体的な研修項目や到達目標が設定されていない
- ・歯内療法科では根治を教えてもらった
- ・歯周病科ではスケーリングを教えてもらった
- ・カルテの記載を学びたい
- ・予防歯科ではカルテの書き方を教えてくれて助かった
- ・患者さんとの接し方を学んだ。接する機会が多くかった
- ・実際に患者さんに触れる機会を与えてもらった
- ・初診から患者さんを見せてもらった。急患や子供など治療していろいろ経験できた
- ・1人の患者に対して一連の経過を追うことができた
- ・基本的な形成を学びたい
- ・形成方法を修得したい
- ・印象方法を学びたい
- ・さまざまな材料、材料の使用法、使用結果を知ることができた
- ・根治の修得